平成２１年（フ）第８０２号
大分市大字片島1142番地の６　矢羽田ビル303
債務者　三重野洋子
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４１０号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅203棟３号
債務者　石田　修幸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２３０号
宮崎県都城市都原町17番地９　コーポＮＯＧＵＣＨＩ202
債務者　瀬之口洋一郎
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２３１号
宮崎県都城市都原町17番地９　コーポＮＯＧＵＣＨＩ202
債務者　瀬之口真由美
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８３号
宮崎県都城市山之口町山之口3431番地４　フォレストウインドイン山之口Ａ－２号室
債務者　杉尾　博秋
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２９１号
宮崎県都城市山田町山田10597番地１
債務者　福重　真幸
1　決定年月日時　平成22年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第３１２号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西５番５号　県営平城団地49棟３－３号
債務者　岩井　輝敏
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第７５４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町18番16号　上荒田マンション402号
債務者　田村日出貴
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７５５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町18番16号　上荒田マンション402号
債務者　田村　光子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８５７号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目18番16号　ドミールＫ101号
債務者　髙橋　明成
1　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
鹿児島県大島郡知名町大字知名379番地２
債務者　神保　勇樹（旧姓福）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９２号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町28番23号
債務者　東　峰三郎
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１９４号
鹿児島県奄美市名瀬真名津町11番４―21号
債務者　佐藤志津子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第３０６７号
大阪府交野市藤が尾６丁目３番27―105号
債務者　池澤　明紀
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７６１号
大阪市浪速区恵美須東１丁目８番11号、旧住所大阪市浪速区下寺３丁目３番10号　井上ビル６Ａ
債務者　藤本いづみ
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１３号
大阪市城東区中浜１丁目４番16号
債務者　古閑亜由美
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２２６号
大阪市西区北堀江３丁目12番５―601号
債務者　脇坂美樹子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２３２号
大阪市此花区西九条２丁目11番16号　昭和グランドハイツ西九条213号
債務者　田井　邦治
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部